

令和 7 年 7 月開始の新規事業

令和 7 年度 訪問系障害福祉サービス事業所人材確保支援事業

訪問系障害福祉サービス事業所の人材確保を支援するため、未経験者を指導ヘルパーの監督のもと補助者として雇用し業務に従事させた場合の人件費等と、本採用に向けた資格取得にかかる経費を助成します。

■ 対 象 杉並区内で居宅介護又は重度訪問介護事業所を運営する法人



■ 助成内容

区 分		概 要	助成上限額	助成額
ヘルパー補助者雇用助成	人件費	未経験者を、指導ヘルパー監督のもと、居宅介護・重度訪問介護のヘルパー補助者として雇用（有期）した場合の人件費※1	1人当たり、1時間につき契約単価(1,700 円)×720 時間まで（※3）	各区分ごとに対象経費と助成上限額とを比較して少ないほうの額
	法定福利費	ヘルパー補助者の法定福利費(事業主負担相当分)	人件費(※3 で算出した額)に 0.15 を乗じて得た額	
ヘルパー補助者資格取得助成		ヘルパー補助者がヘルパーとして従事するための資格を取得するための研修受講料※2	1人当たり 83,000 円	

※1 人件費には、ヘルパー補助者資格取得のための研修受講等の時間を含みます。

※2 対象の研修は、介護初任者・実務者研修、居宅介護初任者研修、重度訪問介護従業者養成研修等です。

■ 主な助成要件等

(1) 対象法人

- ・法人本部が杉並区外でも申請可。ただし、補助対象年度の 4 月 1 日時点で、開設後 1 年以上経過している事業所を 1 か所以上保有していること。

(2) ヘルパー補助者

- ・有期雇用契約を締結したヘルパー補助者で、雇用契約期間を通じて社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険）の全てに加入していること。
- ・過去 1 年以内に同一法人に雇用されていないこと。
- ・国又は他の公共団体等から同種の補助金を受けていないこと。ただし、資格取得費補助のみ同種補助金を受けている場合は、人件費のみ申請可。

■ 対象期間等 令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

- ・有期雇用契約期間が年度をまたいでいる場合は、改めて令和 8 年度に申請手続きが必要です。
- ・令和 7 年度の登録申請の手続きは、できる限り令和 8 年 2 月末日までをお願いします。

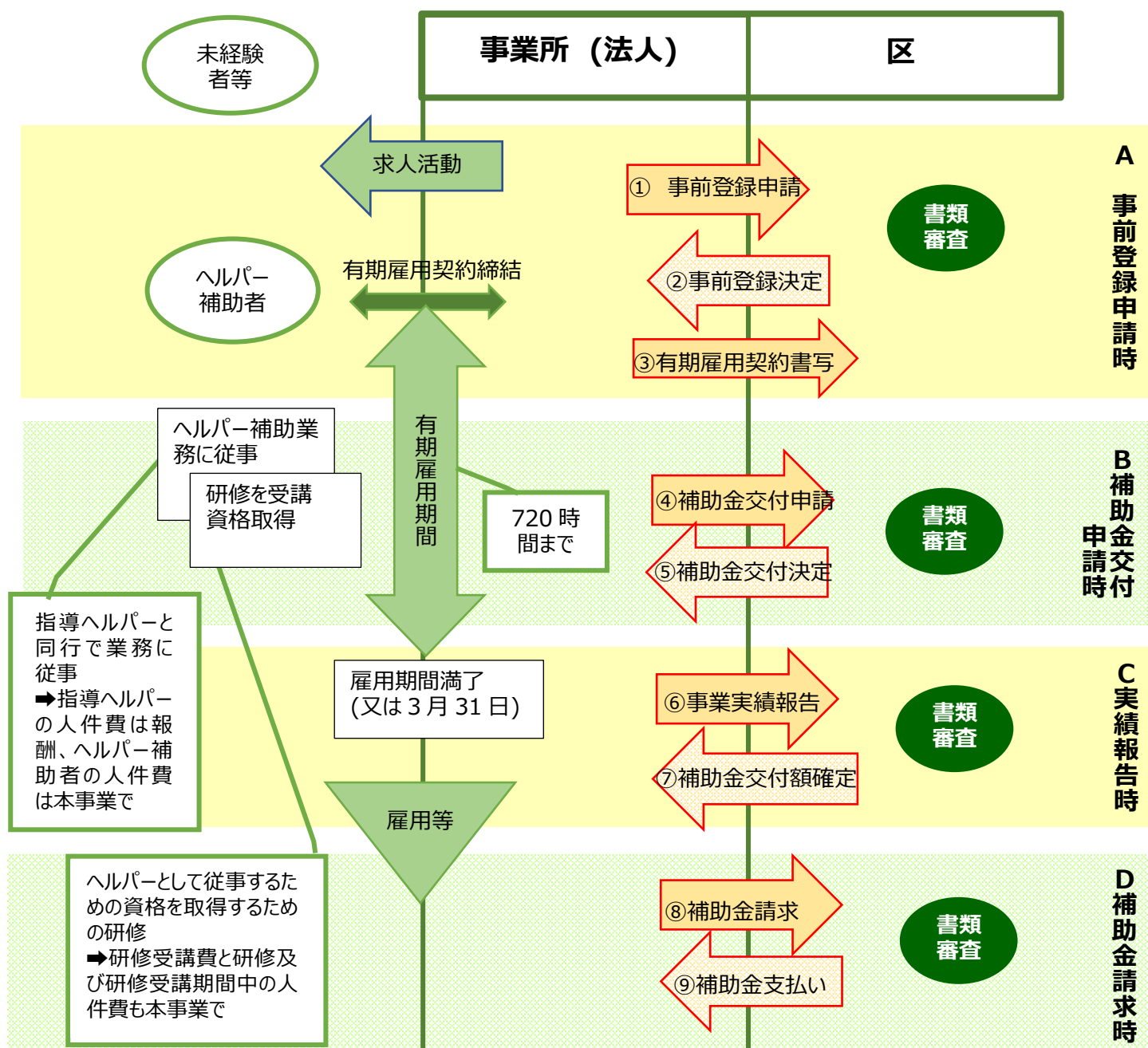
申請先・
問合せ先

杉並区保健福祉部障害者施設支援課事業者支援係

電話 03-5307-0377 FAX03-5307-0772

E-mail s-jigyosha@city.suginami.lg.jp

■ 申請から決定までの流れ



■ 提出書類

A 事前登録申請時	① 人材確保支援事業補助金事前登録申込書 ② 人材確保支援事業補助金事前登録チェックリスト (区からの人材確保支援事業補助金事前登録確認書受け取り後) ③ ヘルパー補助者と締結した有期雇用契約書(写)
B 補助金交付申請時	① 人材確保支援事業補助金交付申請書 ② 人材確保支援事業補助金実施計画書 ③ 補助対象者が対象事業に従事することを確認できる書類
C 実績報告時	① 人材確保支援事業補助金実績報告書 ② 人材確保支援事業補助金実施報告書 ③ 補助対象事業に要した経費が分かる書類 ※ヘルパー補助者が従事した勤務時間・内容等がわかる書類、 研修受講料の領収書など
D 補助金請求時	① 人材確保支援事業補助金交付請求書

本事業実施施設として 事前に登録しませんか

現在対象となる新規雇用
予定のヘルパー補助者がいなく
ても、本事業実施事業者とし
て事前に登録しませんか。

区が本事業周知をする際、
対象となる事業者一覧として
紹介いたします。

詳しいことは、
事業問合せ先へ

